の

)方向性

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言 (令和4年6月6日) の概要

※公立中学校等(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部)における運動部活動を対象

- ○生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体 的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵 養、自主性の育成にも寄与。
- ○人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の 抑制。信頼感・一体感の醸成。

○近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子

化が進行。 <生徒数:昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数:令和2年84万人>

- ○競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど
- 、教師にとって大きな業務負担。<土日の部活動指導:平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増>
- ○地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

これまで の対応

- ○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月): 学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- ○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について(令和2年9月):令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
- 〇中教審や国会等:「部活動を学校単位から**地域単位の取組**とする」旨指摘
- ○少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ○スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- ○地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。(スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供)
- ○まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
- ○目標時期: 令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途

(合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す)

- ○平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の 地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ○地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- ○地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進
 - ※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識

休日の運動部活動の地域科 行に向けた改革集中

R7 R6

R5

- ガイドラインの改訂
- ・地方公共団体における推進 計画の策定・実施
- ・公的な支援

- ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
- ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保

- ・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討
- ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供

・指導者資格の取得や研修の実施の促進

- ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- ・指導者の確保のための支援方策の検討

- ・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定
- ・スポーツ団体等に管理を委託

- ・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援

・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討

- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見 直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
 - ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
 - ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

- ※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
- ※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
- ※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】





○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒が**スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保**するため、**速やかに部活動改革に取り組む必要**。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の**教育的意義を継承・発展**させ、**新しい価値が創出**されるようにすることが重要。

- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、**平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。**これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、**新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示**。
- 部活動の地域移行に当たっては、**「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」**という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、 **地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備**。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
 - ※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。 II ~ IV は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上の休養日の設定(平日1日、週末1日)
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力 の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

Ⅲ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の 関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、**都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業**
- ・競技志向の活動だけでなく、**複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒 の志向等に適したプログラム**の確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備)

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・**平日の環境整備はできるところから**取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む 体制など、**段階的な体制の整備**を進める
 - ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等 により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・ 地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を 目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、**地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し** ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し(開催回数の精選、複数の活動を経験したい 生徒等のニーズに対応した機会を設ける等)



